

## 立川市交通結節推進協議会規約

### (設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条に規定する地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、市民生活に必要なバス等の旅客運送の確保を図り、利用者の利便の増進のための施策及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、立川市交通結節推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (事務所)

第2条 協議会の事務所は、東京都立川市泉町1156-9 立川市役所内におく。

### (所掌事務)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 網形成計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 網形成計画の実施に関すること。
- (3) 網形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要なこと。

### (組織)

第4条 協議会は別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 欠員により新たに委員となったものの任期は、前任者の在任期間とする。

### (役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1人
  - (2) 副会長1人
  - (3) 監査委員1人
- 2 会長は、委員の互選により選任する。
  - 3 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。
  - 4 会長は、副会長及び監査委員を委員の中から任命する。
  - 5 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は会長の職務を代理する。
  - 6 監査委員は、協議会の会計監査を行い、その結果を協議会の会議（以下「会議」という。）において報告する。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、立川市の交通施策を担当する課に置く。
- 3 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができる。この場合において、当該代理出席者は、委員とみなす。
- 4 会議の決議は、出席委員の過半数の賛同をもって決することとする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外のものに資料を提出させ、または会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。
- 6 協議会は、必要に応じ、分科会を設置することができ、この分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。
- 7 会議は、原則として公開とする。ただし、会議内容に個人情報が含まれる場合又は公開により公平かつ円滑な会議運営が阻害されると認められる場合は、会議の全部又は一部について非公開とする。
- 8 会長は、軽易な事項または急を要する事項については、書面により可否を求め、会議の議決に代えることができる。この場合において、第2項及び第4項の規定を準用する。なお、軽易な事項のうち主要部分に影響しない変更事項については、事務局に一任し、次に開催する協議会にて報告する。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。

(経費)

第9条 協議会の経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 予算編成、現金出納その他協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償)

第11条 委員は、会議に出席した時は、報償を受けることができる。取扱いについて

は、立川市に準ずることとし、第7条第3項による代理出席者は受取りの対象とならない。

2 前項に規定するほか、協議会の委員及び関係者の報酬及び費用弁償に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第12条 協議会が解散したときは、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(その他)

第13条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成30年7月2日から施行する。

別表（第4条関係）

区分		委員
法第6条第2項 第1号の委員	地方公共団体	立川市まちづくり部長
法第6条第2項 第2号の委員	公共交通事業者等	立川バス株式会社
		西武バス株式会社
		京王電鉄バス株式会社
		一般社団法人 東京バス協会
		一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会
		東日本旅客鉄道株式会社八王子支社
	多摩都市モノレール株式会社	
道路管理者	東京都北多摩北部建設事務所	
法第6条第2項 第3号の委員	公安委員会	警視庁立川警察署
	地域公共交通の利用者	立川市自治会連合会
		立川市老人クラブ連合会
		立川市社会福祉協議会
		自立生活センター・立川
学識経験者	大学教授等	

区分		委員
法第6条第2項 第3号の委員	その他	国土交通省関東地方整備局
		国土交通省関東運輸局東京運輸支局
		東京都都市整備局
		立川商工会議所
		立川観光協会